

足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

第8版

令和3年4月25日

(令和3年5月31日一部改訂)

足立区新型コロナウイルス対策本部

令和3年5月28日（金）に国が緊急事態宣言の発令期間を6月20日（日）まで延長したことから、施設利用及びイベント等の開催制限期間を6月20日（日）まで延長する。

なお、施設利用及びイベント等の開催は引き続き原則自粛とし、やむを得ない事情がある場合は、下記の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインに沿って利用及び開催することとする。

各イベント主催者及び施設管理者は本基準を参考とし、当該イベント・施設の状況に応じて追加策を講じること。

なお、本ガイドラインは東京都『事業所向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～』を基本として作成した。

1 施設利用及びイベント等の開催制限について

(1) イベント開催制限について

(令和3年4月25日（日）から令和3年6月20日（日）まで)

	屋内		屋外	その他
	大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合（※1）	大声での歓声、声援等が想定される場合等（※2）		
収容率	50%以内	50%以内	—	—
人数上限	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	—	—
	収容人数の定めのない施設は使用条件を徹底			
利用時間	午後8時までとする <u>（一部施設については、午後9時までとする）</u>		—	
足立区新型コロナウイルス対策本部への報告	100人以上でかつ ① 収容人数の50%を超える場合 ② 人と人との間隔が1メートル以上とれない場合（収容人数の定めのない施設）		参加者 200人以上	地域の祭りや屋外での音楽祭等については、原則自粛を要請する。ただし、やむを得ず開催する場合には、人と人との距離を十分確保し、大声を出さず、感染防止策を実施すること。
使用条件（原則）	手指消毒、検温、客はマスク着用、換気		手指消毒、検温、客はマスク着用	—
名簿作成	作成（1か月保存） ※ 観客を除く		作成（1か月保存） ※ 観客を除く	—

- ※1 地域説明会・相談会等
クラシック音楽・歌劇・合唱・吹奏楽等のコンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、演芸、講演会、展示会、商談会等
- ※2 ロックコンサート、ポップコンサート、スポーツイベント、キャラクター、ショー等の公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント
- ※3 足立区内でのイベント等開催時における飲食の取扱いについては、別紙1（6ページ）を参照。
- ※4 保育園、学校等の行事については、別途慎重に対応
- ※5 学校施設貸出における利用制限については、別紙2（7ページ）を参照
- ★ 会議の開催時においても感染拡大防止策に取り組むこと

（2）施設利用者の名簿管理

- ア 施設管理者は施設入場時に名簿を必ず準備し、施設利用者に記入を求めること
- イ 利用団体代表者は利用者名簿を作成し、1カ月程度保管すること

2 利用者向け対策

（1）入場時等における対策

- ・ 施設入口に「発熱のある方、体調不良の方は入場をご遠慮ください」という趣旨の張り紙を掲出する【足立区独自】
- ・ 入場者の列は間隔（できるだけ2m）を空ける。このための職員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を避ける
- ・ 可能な限り、入口・出口を分けるようにする
- ・ 入場者にマスク着用の徹底などの周知を図る
 - ※ マスク着用の張り紙を掲出する
 - ※ マスクを所持していない場合は配布する【足立区独自】
- ・ 発熱が疑われる利用者に対しては、非接触式体温計を用いて体温を測定し、発熱が認められる場合は入場を制限する
- ・ 入場口や施設内各所に消毒備品等を設置し、入場者の手洗いや手指消毒の徹底を図る
 - ※ 施設入場時に手指消毒の実施を促す張り紙を掲出すること【足立区独自】
- ・ エレベーター内では、他の利用者とのソーシャル・ディスタンスを保ち、会話は控える
- ・ 施設の規模に応じて入場者数や滞在時間の制限を設ける（とりわけ屋内施設で歓声や声援を伴うものについては、3密（密閉、密集、密接）にならないよう入場者数の制限に十分留意する）

（2）施設内における対策

- ・ 30分に5分、もしくは1時間に5～10分適宜換気を行う【足立区独自】
- ・ 可能な場合は窓、出入り口等を常時または適宜解放する【足立区独自】
- ・ 施設内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と人との間隔には配

慮する

- ・ 利用者に対し、手洗い・消毒の慣行に加え、大声の会話を慎むよう適宜アナウンスする
- ・ 複数の人が使用する場所（トイレなど）、手や口が触れるようなもの（商品やコップ類など）をこまめに消毒・洗浄する
- ・ 利用者や来場者等に対する紙やチラシ類、販促品などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据え置き方式で行う
- ・ 喫煙スペースがある場合は、3密（密閉、密集、密接）にならないよう利用者数の制限を設け、利用者に対して周知徹底を図る

3 主催者（従業員）向け対策

（1）職員の体調管理

- ・ 職員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯する
- ・ 職員に対し、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させ、毎日の報告を徹底する
- ・ 体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とする

（2）営業中における対策

- ・ 職員にこまめに石鹸で手洗いを行うよう指導する
- ・ 職員が、こまめに手洗いができない状況である場合は、適宜手指消毒を行うよう指導する
- ・ 手指消毒は市販のアルコール消毒液を原則とする【足立区独自】
※ 市販のアルコール消毒液の入手が困難な場合は、危機管理部が備蓄している高濃度アルコールを供出する【足立区独自】
- ・ 職員に勤務中のマスク着用を促す
- ・ 適宜換気を行う【足立区独自】
- ・ 可能な場合は窓、出入り口等を常時または適宜解放する【足立区独自】

（3）更衣室・休憩時等における対策

- ・ 更衣室・休憩室の規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底する
- ・ 特に、屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行う
- ・ 職員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、共有を避けることが難しい物品等（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する
- ・ 職員は、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底する

4 施設環境整備

(1) レジ・窓口等における対策

- ・ レジや窓口など人と人の対面が想定される場所に、アクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽する
- ・ レジ前など利用者の列が想定される場合には、立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐ
- ・ チケットレス、キャッシュレスなど、非接触によるやり取りが可能な手法をできる限り導入し接触機会を回避する

(2) トイレにおける対策

- ・ 適時、手袋・マスク着用の上、定期的に拭き上げ消毒を行う
- ・ ハンドドライヤー利用や共用タオルの使用は中止し、できる限り、ペーパータオルを設置する
- ・ 個室ではない便器（男性用小便器など）の利用に当たっては、一つおきに使用するよう、利用者に対して周知を図る

(3) ごみの廃棄における対策

- ・ 鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で捨てるよう表示する
- ・ ごみを回収する従業員は、収集の際に手袋・マスクを着用するとともに、手袋・マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する

5 消毒・清掃について

- ・ 不特定多数の人が触れる場所・器具等（ドアノブ、タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等）は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液による消毒を原則とする
- ・ 消毒液を雑巾、ペーパータオル等に含ませ拭き取る【足立区独自】
- ・ 使用した雑巾は再利用、ペーパータオルは通常のゴミと同様に廃棄する【足立区独自】
- ・ 消毒は次の機会に実施する【足立区独自】
 - ア 共用スペースは施設開館前、閉館後のほか、日に数回実施する
 - イ 会議室等貸出スペースについては、貸出終了ごと、利用者の入替ごとに実施

6 各業種に共通する感染拡大防止の主な取組例

主な取組みは、東京都『事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～』を参照のこと

足立区内でイベント等開催時における飲食の取扱いについて

イベント等開催時の飲食の機会を通じて、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から、足立区内でイベント等開催する際の飲食の提供に際しては、以下の点に特に配慮して行うこと。

《基本事項》

- ・ イベント等会場内においては、イベント従事者、来場者ともマスクを着用する。
- ・ イベント従事者、来場者への検温を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止策として、消毒液の配置、手洗いスペースの確保等を適切に行う。
- ・ イベント会場には、従事者の中から当該イベントがガイドラインに沿って実施されていることを確認する「指導員」を配置する。

《飲食について》

- ・ 飲食物を販売する場合には、「**テイクアウト**」によることを原則とする。

《会場内でやむをえず飲食するスペースを設ける場合》

- ・ 会場内で飲食スペースを設ける場合については、感染拡大を防止するための措置を施したスペースに限って行うことを可とし、それ以外の場所での飲食は不可とする。
- ・ 飲食スペースは、少人数・短時間での利用とし、1か所の飲食スペースを不特定多数で利用することを避けるようにする。他グループと相席とならないようにする。
- ・ 定期的に清掃、テーブルの消毒を行う。
- ・ 他グループの客同士ができるだけ2 m（最低1 m）以上空くように間隔を空けてテーブル、座席を配置する。
- ・ 飲食スペースにおいて、食事中以外はマスクを着用する。
- ・ イベント会場内での酒類の提供はできる限り控えるとともに、飲酒は控えるよう到来場者に周知する。

学校施設貸出における利用制限について
(緊急事態宣言期間中は貸出を中止とする)

1 利用制限内容

(1) 施設利用人数

施設名等	大声での歓声、声援がないことを前提としうる場合	大声での歓声、声援等が想定される場合
教室 (多目的室、その他特別教室も含む)	40人以内 (※1) ※ ただし十分な人と人との間隔(1m程度)を確保すること	20人以内 (※2)
体育館	人数の定めなし (※1) ※ ただし十分な人と人との間隔(1m程度)を確保すること	80人以内 (※2、3)
校庭	人数の定めなし ※ ただし十分な人と人との間隔(1m程度)を確保すること	

※1 地域説明会、相談会、講習会、茶道、将棋、かるた、囲碁等

※2 民謡や合唱、吹奏楽などの練習等

※3 スポーツ(バレーボール、バスケットボール他)等

(2) 保護者の観覧について

適切な感染症対策(検温、マスク着用、手指消毒、換気、3密の回避等)や人数制限(1家族1名程度など)、観覧位置の制限等を十分に行った上で、観覧を可とする。

2 文化的行事・体育的行事に関する利用制限

学校における教育活動の制限に準じ、音楽会、文化祭、合唱コンクール、運動会など様々な主体が参加する行事での学校施設利用は不可とする。

※ 参加者の制限、規模の縮小、内容の変更等により感染症拡大防止策を講じた上で、の代替措置の実施について相談があった場合は、学校と協議の上個別に判断していく。

3 学校開放事業について

学校開放事業においても、「1 利用制限緩和内容 (1) 施設利用人数について」の利用上限人数について、同様の取扱いとする。